

第 5 5 8 回 (令和 8 年度第 3 回)

鳥取地方最低賃金審議会次第

日 時 令和 8 年 8 月 7 日 (金) 13 時 30 分 ~

場 所 鳥取労働局 4 階大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 鳥取県最低賃金の改正決定について

(2) その他

3 閉 会

資 料 目 次

No.	資 料	頁
1	鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)	1
2	鳥取県最低賃金の改正決定について(答申)(写)	9

写

令和8年8月7日

鳥取地方最低賃金審議会

会長 佐藤 匡 殿

鳥取地方最低賃金審議会

鳥取県最低賃金専門部会

部会長 佐藤 匡

鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月7日、鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月5日発効の鳥取県最低賃金（時間額957円）は、令和6年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、厚生労働本省及び政府に対して以下の取組を実施するよう要望する。

1 厚生労働本省への要望

（1）全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること

地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有しない。「全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」の設置を要望する。

（2）地区別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること

地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有しない。特に近県での情報交換の必要性から、「地区別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」の設置を要望する。

（3）ランク別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること

地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有しない。特に同一ランクでの情報交換の必要性から、「ランク別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」の設置を要望する。

2 政府への要望

(1) 需要喚起策や生産性向上の支援を行うこと

中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識である。政府は、需要喚起策や生産性向上の支援を早急に行うこと。特に業務改善助成金について、申請期間が短縮され中小企業・小規模事業者が制度を使いづらくなっている状況があることから、申請を断念することのないよう、申請期間の十分な確保及び申請手続等の簡略化に努めることを要望する。

(2) 賃上げに伴う各種改正を行うこと

中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁対策の強化をはじめ、税制を含めて賃上げ企業への優遇措置や社会保険料負担額の軽減、年収の壁の撤廃等、真に効果のある取組を要望する。

(3) 政府の政策過程と中央及び地方最低賃金審議会審議の適切な連携の確保

政府の方針に基づき最低賃金引き上げの支援を企図する施策等を立案するにあたっては、中央及び地方最低賃金審議会に過度な影響を与えず審議に資するよう、十分な具体性と熟度を持ったものを審議に先立って提示することを要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

鳥取県最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部 会 長	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部准教授
部会長代理	石川 真澄	公立鳥取環境大学経営学部教授
	中野 聡	中野社会保険労務士事務所特定社会保険労務士

労働者代表委員

浅山 里奈	U A ゼンセン鳥取県支部支部長
安藤 光平	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長
山下 浩二	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長

使用者代表委員

池谷 勇治	鳥取県商工会連合会理事
西村 知巳	一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事
花原 秀明	一般社団法人H & C 代表理事

鳥取県最低賃金

- 1 適用する地域
鳥取県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,090 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

鳥取県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 鳥取県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 957 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 5 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費（冬期加算を除く）＋特例加算 ＋ 経過
的加算＋冬期加算＋期末一時扶助費）の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の
実績値を加えた金額（94,995 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2（3）に掲げる金額
とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

957 円（鳥取県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）
×0.824（可処分所得の総所得に対する比率）＝137,053 円
令和 8 年 7 月 10 日に開催された、中央最低賃金審議会第 2 回目安小
委員会で提出された、「生活保護と最低賃金」グラフに示された比率

鳥取県最低賃金審議の経過概要

区分	回	開催年月日	調 査 審 議 事 項
審 議 会	556	令和8年7月7日	1 鳥取地方最低賃金審議会の運営について 2 鳥取県最低賃金の改正決定について(諮問) 3 鳥取県最低賃金専門部会の設置について 4 鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取の方法について 5 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 6 鳥取地方最低賃金審議会審議日程について
	557	令和8年7月28日	1 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について 2 鳥取県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について 3 最低賃金に関する基礎調査結果等について 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
専 門 部 会	1	令和8年7月23日	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 鳥取県最低賃金専門部会の運営について 3 鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について 4 鳥取県最低賃金の改正審議
	2	令和8年7月28日	1 令和8年度地域別最低賃金改定の目安について 2 鳥取県最低賃金の改正審議
	3	令和8年7月30日	1 令和8年度地域別最低賃金改定の目安について (中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対する伝達) 2 鳥取県最低賃金の改正審議
	4	令和8年7月31日	1 鳥取県最低賃金の改正審議
	5	令和8年8月3日	1 鳥取県最低賃金の改正審議
	6	令和8年8月4日	1 鳥取県最低賃金の改正審議
	7	令和8年8月5日	1 鳥取県最低賃金の改正審議
	8	令和8年8月6日	1 鳥取県最低賃金の改正審議
	9	令和8年8月7日	1 鳥取県最低賃金の改正審議 2 専門部会報告について

鳥取県最低賃金審議経過

月 日	区 分	審 議 内 容	提 出 資 料
7月7日 (火)	第556回 鳥取地方 最低賃金 審議会	1 鳥取地方最低賃金審議会の運営について 2 鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問） 3 鳥取県最低賃金専門部会の設置について 4 鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取の方法について 5 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 6 鳥取地方最低賃金審議会審議日程について	1 第58期鳥取地方最低賃金審議会委員名簿 2 鳥取地方最低賃金審議会運営規程 3 年度別最低賃金改正一覧表 4 鳥取県費目別・世帯人員別標準生計費・費目別標準生計費（鳥取県） 5 消費者物価指数 全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数 6 毎月勤労統計調査（全国・鳥取県） 7 令和8年春季賃上げ各集計機関別集計状況 8 鳥取県内の雇用情勢、最近の雇用失業情勢（令和8年5月） 9 山陰の「企業短期経済観測調査」結果（2026年6月調査）（日本銀行松江支店） 10 山陰の金融経済動向（日本銀行松江支店 2026.6.5） 11 鳥取県の経済動向（令和8年7月号）（鳥取県） 12 鳥取県内の経済情勢（令和8年4月22日）（財務省中国財務局鳥取財務事務所） 13 鳥取県の経済動向（令和8年1月～令和8年7月）、鳥取県内の経済情勢（令和8年1月、令和8年4月） 14 鳥取県企業経営者見通し調査（令和8年第2回）（鳥取県） 15 法人企業景気予測調査結果（令和8年4月～6月期調査）（財務省中国財務局鳥取財務事務所） 16 鳥取県・「休廃業・解散」動向調査（2025年）（株式会社データバンク鳥取支店） 17 令和8年度「最低賃金に関する基礎調査」の概要、最低賃金に関する基礎調査対象産業表 18 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移（平成28年～令和7年） 19 令和7年度地域別最低賃金額及び業務改善助成金の周知・広報の実施結果等の報告 20 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果推移表（鳥取県・全国） 21 令和8年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察について（概要） 22 鳥取県最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領 23 最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請 （全国労働組合総連合中国ブロック協議会・鳥取県労働組合総連合） 24 2026年度最低賃金行政等に関する要請書（日本労働組合総連合会鳥取県連合会） 25 要請書（最低賃金の大幅な引上げについて）（鳥取県弁護士会） - 机上配布資料 - 1 「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」について 2 第74回中央最低賃金審議会資料 3 第1回目安に関する小委員会資料（令和8年6月26日）
7月28日 (火)	第557回 鳥取地方 最低賃金 審議会	1 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について 2 鳥取県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について 3 最低賃金に関する基礎調査結果等について 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について	1 第58期鳥取地方最低賃金審議会委員名簿 2 鳥取県最低賃金専門部会委員名簿 3 令和8年度鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果（令和8年7月22日現在） 4 【作成中】令和8年度最低賃金に関する基礎調査結果 5 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移 6 過去5年における公益見解に用いられた指標等 7 令和8年3月～5月 求人票に記載された賃金額資料 8 消費者物価指数の推移 9 令和8年4月分賃金、労働時間及び雇用の動き（鳥取県総務部統計課 令和8年6月30日公表） 10 令和6年分民間給与実態統計調査結果について（令和7年9月）（国税庁企画課） 11 令和5年度鳥取県県民経済計算：主要指標 12 令和7年鳥取県人口移動調査結果（要約） 13 就職先別県外就職者数【高等学校卒業後の状況調査票】（令和6年度・令和7年度学校基本調査） 14 令和8年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況 15 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の申出書 16 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の申出書 - 机上配布資料 - 1 第2回目安に関する小委員会資料 2 第3回目安に関する小委員会資料 3 第4回目安に関する小委員会資料 4 第5回目安に関する小委員会資料
7月23日 (木)	第1回 鳥取県 最低賃金 専門部会	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 鳥取県最低賃金専門部会の運営について 3 鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について 4 鳥取県最低賃金の改正審議	1 鳥取県最低賃金専門部会委員名簿 2 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程 3 令和8年春季賃上げ各集計機関別集計状況 4 2026年鳥取地方最低賃金の改定にあたっての意見書
7月28日 (火)	第2回 鳥取県 最低賃金 専門部会	1 令和8年度地域別最低賃金改定の目安について 2 鳥取県最低賃金の改正審議	- 机上配布資料 - 1 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

月 日	区 分	審 議 内 容	提 出 資 料
7月30日 (木)	第3回 鳥取県 最低賃金 専門部会	1 令和8年度地域別最低賃金改定の目安について (中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対する伝達) 2 鳥取県最低賃金の改正審議	1 令和8年春季賃上げ各集計機関別集計状況 2 価格交渉促進月間(2026年3月)フォローアップ調査結果(中小企業庁) - 机上配布資料 - 1 令和8年度第6回目安に関する小委員会資料 2 第75回中央最低賃金審議会資料 3 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申) 4 【当日追加】令和8年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申(令和8年7月28日)を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への会長メッセージ(戒野会長代理メモ) 5 【当日追加】鳥取県最低賃金改正試算表(速報値)
7月31日 (金)	第4回 鳥取県 最低賃金 専門部会	1 鳥取県最低賃金の改正審議	1 令和8年度最低賃金に関する基礎調査結果 2 鳥取県最低賃金改正試算表 - 机上配布資料 - 1 【当日追加】鳥取県最低賃金改正試算表(令和7年度)
8月3日 (月)	第5回 鳥取県 最低賃金 専門部会	1 鳥取県最低賃金の改正審議	1 全国・中国地方県庁所在地別総合指数 2 鳥取市10大費目指数 3 最低賃金基礎調査結果にみる最低賃金額帯の労働者数及び割合の推移 - 机上配布資料 - 1 【当日追加】連合リビングウェッジとは(山下委員提出資料)
8月4日 (火)	第6回 鳥取県 最低賃金 専門部会	1 鳥取県最低賃金の改正審議	
8月5日 (水)	第7回 鳥取県 最低賃金 専門部会	1 鳥取県最低賃金の改正審議	1 令和7年度業務改善助成金交付決定実績 - 机上配布資料 - 1 【当日追加】リーフレット 賃金引き上げの支援策(厚生労働省) 2 【当日追加】リーフレット 令和8年度業務改善助成金のご案内(厚生労働省) 3 【当日追加】リーフレット 持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金(鳥取県)
8月6日 (木)	第8回 鳥取県 最低賃金 専門部会	1 鳥取県最低賃金の改正審議	
8月7日 (金)	第9回 鳥取県 最低賃金 専門部会	1 鳥取県最低賃金の改正審議 2 専門部会報告について	

写

令和 8 年 8 月 7 日

鳥取労働局長

山下禎博 殿

鳥取地方最低賃金審議会

会長 佐藤 匡

鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 7 日付け鳥労発基 0707 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 10 月 5 日発効の鳥取県最低賃金（時間額 957 円）は、令和 6 年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、厚生労働本省及び政府に対して以下の取組を実施するよう要望する。

1 厚生労働本省への要望

- （１）全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること
- （２）地区別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること
- （３）ランク別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること

2 政府への要望

- （１）需要喚起策や生産性向上の支援を行うこと
- （２）賃上げに伴う各種改正を行うこと
- （３）政府の政策過程と中央及び地方最低賃金審議会審議の適切な連携の確保

鳥取県最低賃金

- 1 適用する地域
鳥取県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,090 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

鳥取県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 鳥取県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 957 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 5 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費（冬期加算を除く）＋特例加算＋経過
的加算＋冬期加算＋期末一時扶助費）の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の
実績値を加えた金額（94,995 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2（3）に掲げる金額
とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

957 円（鳥取県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）
×0.824（可処分所得の総所得に対する比率）＝137,053 円
令和 8 年 7 月 10 日に開催された、中央最低賃金審議会第 2 回目安小
委員会で提出された、「生活保護と最低賃金」グラフに示された比率